

岩手中部地域医療情報ネットワークシステム  
構築及び運用保守業務  
公募型プロポーザル企画競争実施要領

平成 29 年 1 月

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会



# 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務 公募型プロポーザル企画競争実施要領

「岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務」の業者選定については、公告文及び関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

この実施要領は、この公募型プロポーザルによる企画競争（以下「本企画競争」という。）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務 一式
- (2) 履 行 期 限 平成 29 年 9 月 30 日（第 1 期）
- (3) 業 務 場 所 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務要求仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 業務の仕様その他の明細 仕様書のとおり。
- (5) 基準価格（債務負担行為上限額） 256,958 千円  
(取引に係る消費税額及び地方消費税額の相当額を含む。)

## 2 企画競争及び契約に関する事務を担当する名称及び所在地

〒024-8507  
岩手県北上市村崎野 17 地割 10 番地  
岩手県立中部病院 事務局内  
岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会事務局  
電話 0197-71-1511（内線 1807）  
メールアドレス chubunw@gmail.com

## 3 企画競争参加資格

- (1) 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - ウ 病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護関係者が、患者情報を連携・共有できるネットワークシステムの開発実績を有している要員を本事業に配置できること。
  - エ 電子カルテだけでなく、レセプトコンピュータシステム、健診システム等とのデータ連携を実現しているシステムの構築実績を有している要員を本事業に配置できること。
  - オ マルチベンダーマネジメントの経験のある者を一人以上有していること。（各参加施設に設置されている電子カルテ、レセプトコンピュータとデータ連携をするため、各機器の販売・開発事業者と調整していただくことを想定しています。）
  - カ 岩手県内に事業所等を有する者又は岩手県内に事業所等がない者であっても協議会の求めに応じて速やかに来訪することが可能な者であること。

- キ 課税対象事業者にあつては、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- ク 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ケ 本企画競争に関して(2)に定める共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。

ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 共同企業体の代表者の名称、権限

(オ) 各構成員の出資比率

(カ) 構成員の責任

(キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(ケ) 共同企業体が解散した後の瑕疵担保責任

(コ) その他必要な事項

イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 共同企業体の代表者が(1)イに掲げる要件を満たしていること。

エ 構成員のいずれかが(1)ウに掲げる要件を満たしていること。

オ 各構成員が(1)ア及びエからクまでに掲げる要件を満たしていること。

カ 本企画競争に関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

#### 4 企画競争参加表明

(1) 参加者は、企画競争参加表明を行わなければならない。

(2) 企画競争参加表明等の手続き（参加資格要件に関する事項を含む。）に関する質問は、平成29年2月15日（水）午後5時までに、2のメールアドレスにて随時受け付け、個別に回答する。

(3) 平成29年2月15日（水）午後5時までに、岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加表明書（様式第1-1号又は様式第1-2号）を2の場所に持参又は郵送により提出すること。

また、岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加資格確認表明書の添付書類として次の書類を各1部添付すること。

ア 事業者概要書（様式第2号）

イ 共同企業体協定書（様式第3号）

共同企業体で参加しようとする場合は提出すること。

なお、共同企業体協定書の作成が期日までに間に合わない場合は、予定している共同企業体の概要（様式第4号）を期限までに提出し、平成29年2月20日（月）午後5時までに共同企業体協定書を提出すること。

ウ 過去に他地域で同様のシステムの導入実績がある場合は、導入実績等調書（様式第5号）を提出すること。また、実績がない場合もなしと記載のうえ提出すること。

エ 本委託業務を外部事業者の協力により履行する場合は、当該外部事業者の住所、名称及び代表

者名並びに協力内容（任意様式）

(4) 企画競争参加の辞退

企画競争参加表明後に本企画競争への参加を辞退する場合は、岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加辞退届（様式第6-1号又は様式第6-2号）を8(3)に示す提出日時までに2の場所に提出すること。

## 5 企画提案書作成要領等の配布及び資料閲覧方法

(1) 企画提案書作成要領等の交付資料は、平成29年2月15日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2の場所において配布する。

(2) その他本ネットワーク構築に係る必要資料の閲覧を希望する場合は、平成29年2月15日（水）までに資料閲覧申込書（様式第7号）を2の場所に提出すること。

(3) 資料閲覧期間は平成29年2月1日（水）～平成29年2月17日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2の場所において行う。

なお、閲覧は申し込みがあった順に行い、閲覧の可否については事務局が連絡を行う。

## 6 委託業務の内容に係る説明

説明は行わない。

## 7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。

ア 提出期間 平成29年2月15日（水）午後5時まで

イ 提出場所 2の場所

ウ 提出方法 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務質問票（様式第8号）により、原則として、2に指定するメールアドレスへのメール送信により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送による提出を認めるものとする。質問票のファイルは5の配布方法により配布する。

なお、メール送信時における件名は下記のとおりとする。

件名 【岩手中部ネット プロポ・質問】〇〇〇について

(2) (1)の質問については、原則として、平成29年2月20日（月）までに回答する。回答は、全ての質問及び回答をとりまとめ、4(3)の書類を提出した者に対し、メールにて回答する。ただし、質問者名は公表しない。また、質問内容が質問者の具体提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 8 企画競争手続き

(1) 参加者又はその代理人は、公告及びこの実施要領等を熟知了承のうえ本企画競争に参加しなければならない。本企画競争の実施後、公告及びこの実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 優先交渉権者の決定は、公募型プロポーザルによる企画競争をもって行うため、岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル企画提案書（様式第9号。以下「提案書」という。）を提出すること。また、以下の書類を添付すること。

ア 技術提案書 11部

イ 技術回答書（要求機能一覧、要求非機能一覧） 11部

ウ 重要事項確認書 11部

エ 見積書（様式第10-1号）及び参考見積書（様式第10-2～3号、11-1～4号）各1部

オ 上記ア～ウに係る電子媒体（CD-Rとし、当該CD-Rの表面には企業名または共同企業体名、業務件名を記載すること。） 1部

(3) 提出日時及び場所

ア 提案書を持参する場合

- (ア) 日時 平成29年2月24日（金）午後5時まで
- (イ) 場所 2の場所とする。

イ 提案書を郵送する場合

- (ア) 日時 平成29年2月24日（金）午後5時必着のこと。
- (イ) 郵送先 2の場所あてとする。
- (ウ) 送付方法 郵便（書留）とする。

(4) 見積書（様式第10-1号）及び参考見積書（様式第10-2～3号及び第11-1～4号）を作成するにあたっては、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載するものとする。

(5) 参加者は、提出した提案資料の引換え、変更又は取消しをすることができない。

なお、提案資料の日付は提出日（郵送の場合は発送日）を記入のこと。

(6) 本企画競争手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) その他、上記(2)の各書類の作成については、岩手県中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務企画提案書作成要領によるものとする。

## 9 提案書の評価

(1) 8に示す提案書の提出期限後、「岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書を「優先交渉権者選定方針」に基づき評価する。

(2) 選定委員会による審査は2段階審査とし、第1次審査会では提案書（機能必須要件等）による書類審査を行い、第1次審査会を通過した者で第2次審査会（プレゼンテーション審査）を行うこととする。

(3) 協議会の求める基準に満たないことが明らかな提案事業者がある場合は、その理由を明確にしたうえで、第1次審査で落選させることがある。

(4) 審査委員会による評価は、非公開により行う。

## 10 プレゼンテーション（第2次審査）

(1) 第2次審査会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、プレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションの順番は、8の提案書が提出された時に、参加者にランダムな数字を記載したくじを引かせて決定することとし、全ての参加者がくじを引いた後、もっとも数字の小さい者から順にプレゼンテーションを行うものとする。

なお、提案書を郵送した場合にあつては、本企画競争事務に関係ない職員に立ち会わせて、本企画競争事務の担当職員にくじを引かせる。

(3) 日時及び場所

ア 日時

平成29年3月中旬を予定 時間についてはプレゼンテーションの順番が決定次第、速やかに参加者へメールにより通知する。

イ 場所

2の場所を予定 ※詳細な場所は別途通知する。

#### ウ 出席可能人数

5名以内とする。(うち1人はプロジェクトマネージャーを入れること)

- (4) プレゼンテーション時間は、1提案 40分(技術提案書の内容の説明におよそ10分、デモ10分、審査委員会からの質疑応答に20分)とする。※時間は変更する場合がある。
- (5) プロジェクター、スクリーンは協議会で用意するが、パソコン等については参加者が用意すること。
- (6) プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って実施し、当日の追加資料は一切認めない。
- (7) プレゼンテーションは非公開により行う。

### 11 提案書の無効

次のいずれかの項に該当する提案書は無効とする。

- (1) 本企画競争に参加する資格のない者、参加表明を行っていない者が提出した提案書
- (2) 同一参加者又は代理人からの2つ以上の提案書
- (3) 参加者又はその代理人が同時に他の参加者の代理をして提出した提案書
- (4) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案書
- (5) 金額を訂正した提案書
- (6) 記名押印のない提案書
- (7) 明らかに連合によると認められる提案書
- (8) 他の参加者の本企画競争への参加を妨害する行為又は本企画競争事務の担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者が提出した提案書

### 12 優先交渉権者の決定方法等

- (1) 見積価格に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)が、1(5)に掲げる基準価格(債務負担行為上限額)(以下「基準価格」という。)以下であり、かつ、「優先交渉権者選定方針」に基づき評価して得られた総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、提案内容点がより高いものを優先交渉権者とするものとする。
- (3) 審査結果は、速やかに参加者に郵送により書面で通知する。

### 13 優先交渉権者決定の取消し

下記のいずれかに該当するときは、優先交渉権者の決定を取り消すことがある。優先交渉権者の決定を取り消した場合、提案内容点が次点の者を新たな優先交渉権者とする。

- (1) 優先交渉権者が契約者の指定する期日に契約を締結しないとき
- (2) 見積書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

優先交渉権者決定後、優先交渉権者に改めて見積を徴取する。この際、内訳書を記載させることがある。この場合において、内訳金額が見積書に記載の総額と符合しないときは、見積書に記載の総額を見積額とみなす。この場合で、優先交渉権者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに見積書に記載の総額に基づいてこれを補正しなければならない。

### 14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書類に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項が審査委員会で指摘された場合やその後の精査で確認された場合には、協議会と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

- (3) 契約締結の日から概ね 15 日以内に関係事項を協議会ホームページ上で公表する。
- (4) 原則として契約者と第 2 ステージ構築接続業務等以降の構築業務も随意契約で行うこととする。

## 15 その他

- (1) 参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本企画競争に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 参加者が提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 提出された書類は、本企画競争に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された書類を本企画競争に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (7) その他参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 本業務の受託者は、今後発注される、本業務委託に関連する業務や機器等の購入等において、契約業者となることを保証されるものではない。
- (9) 本事業は、複数の異なるメーカーのシステムをネットワークで連携するものであり、各メーカーの協力なくしては実現できないものである。したがって、本プロポーザル企画に参加しようとする事業者は、以下の事項を遵守することが強く求められる。
  - ・万が一、落選した場合でも、受注事業者からのデータ連携の依頼には協力的に対応すること。
  - ・協力作業に費用が発生する場合は、適正かつ公平と認められる金額で対応すること。

### 【参考】

#### 企画提案公募スケジュール予定

時 期	内 容
平成 29 年 1 月 30 日 (月)	公告
平成 29 年 2 月 10 日 (金)	説明書等交付期限
平成 29 年 2 月 15 日 (水)	参加申込期限
平成 29 年 2 月 15 日 (水)	質問受付期限
平成 29 年 2 月 15 日 (水)	資料閲覧申込期限
平成 29 年 2 月 17 日 (金)	資料閲覧公開期限
平成 29 年 2 月 20 日 (月)	質問回答期限
平成 29 年 2 月 24 日 (金)	企画提案書提出期限
平成 29 年 3 月中旬予定	プロポーザル選定委員会第 2 次審査会 (プレゼン) の開催



平成 年 月 日

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

会長 小池 博之 様

住 所

名 称

代表者名

印

**岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び  
運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加表明書**

平成 年 月 日付で公告のありました岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画競争に参加することを表明します。

なお、同実施要領「3 参加資格」をすべて満たしていることを誓約します。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

会長 小池 博之 様

共同企業体 名 称

構 成 員 住 所

(代表者) 名 称

代表者名

印

構 成 員 住 所

(非代表者) 名 称

代表者名

印

## 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び 運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加表明書

平成 年 月 日付で公告のありました岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画競争に参加することを表明します。

なお、同実施要領「3 参加資格」をすべて満たしていることを誓約します。

(様式第 2 号)

事 業 者 概 要 書

名称および商号		
所在地	本社等	
	本業務を受託する 支社等	
創設年・開設年		
資本金		
売上	事業全体： 百万円（ 年度）	
常勤従業員数	事務系： 名 技術系： 名 その他： 名	合計： 名
本事業に 関連する 有資格者数		
事業内容		
その他特記事項		

(様式第3号)

## 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、特定非営利活動法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会発注に係る「岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務」(以下「業務委託」という。)に関する事業及びそれに付帯する事業について、協力して開発を行うことを目的とする。

(共同企業体の名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇に置く。

(解散の時期)

第4条 当企業体は、委託終了後6か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を受託することができなかつた場合には、前項の規定にかかわらず、業務委託に関する契約が締結された時点で解散するものとする。

(構成員の名称及び所在地)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地：〇〇

名称：〇〇株式会社

所在地：〇〇

名称：〇〇株式会社

所在地：〇〇

名称：〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者と折衝する権限、入札に関する権限(代理人の選任についての権限を含む。)並びに委託料の請求及び受領、財産を管理する権限を有するものとする。

(各構成員の出資比率等)

第8条 各構成員の出資比率は、次のとおりとする。

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌したうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の遂行内容について協議のうえ決定し、事業の円滑な遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託に関して共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(利益金の配当割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務履行中における構成員の脱退に関する措置)

第15条 構成員は、業務委託の契約が完了する日までは共同企業体から脱退することができない。ただし、発注者が妥当であると認め、承認した場合はこの限りではない。

- 2 構成員のうち業務履行中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務委託について、共同連帯して完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資比率は、脱退した構成員が脱退前に有していた出資比率を、残存構成員が有している出資比率により分割し、これを第8条に規定する比率に加えた比率とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合には、第12条の規定にかかわらず、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。
- 5 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に第13条の規定により、負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務履行中において重要な義務の不履行等を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するも

のとする。

(業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務履行中において破産又は解散した場合においては、第 15 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、業務委託に瑕疵等があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

共同企業体名称：〇〇共同企業体

構成員

所在地：〇〇

名称：〇〇株式会社

代表者氏名：〇〇

印

所在地：〇〇

名称：〇〇株式会社

代表者氏名：〇〇

印

所在地：〇〇

名称：〇〇株式会社

代表者氏名：〇〇

印

(様式第4号)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

会長 小池 博之 様

共同企業体 名 称 (予定)

住 所

## 共同企業体の概要

共同企業体の概要は、次のとおりです。

### 記

- 1 共同企業体の構成として以下のとおり予定しています。

構 成 員 住 所

(代表者) 名 称

代表者名

構 成 員 住 所

(非代表者) 名 称

代表者名

- 2 各構成員の役割分担は以下のとおり予定しています。

共同企業体代表者 ○○

非代表者である構成員 ○○

- 3 協定書が作成され次第、速やかに提出します。

(様式第5号)

## 導入実績等調書

	医療情報ネットワークの名称	導入期間	運用開始年月	内容・特徴 (簡潔に)
1		年 月から 年 月まで	年 月 運用開始	
2		年 月から 年 月まで	年 月 運用開始	
3		年 月から 年 月まで	年 月 運用開始	

**【記入上の注意事項】**

契約の守秘義務がある場合は、公開できる範囲で記載すること。(例：人口〇千人の都道府県、市町村など)



(様式第6-1号) 個人又は法人用

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

会長 小池 博之 様

住 所

名 称

代表者名

印

**岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び  
運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加辞退届**

岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画競争について、都合により辞退します。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

会長 小池 博之 様

共同企業体 名 称

構 成 員 住 所  
(代表者) 名 称

代表者名

印

構 成 員 住 所  
(非代表者) 名 称

代表者名

印

## 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び 運用保守業務公募型プロポーザル企画競争参加辞退届

岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画競争について、都合により辞退します。

(様式第7号)

平成 年 月 日

資料閲覧申込書

特定非営利活動法人  
岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会  
会長 小池 博之 様

住所  
事業者名  
代表者氏名 印

岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル企画競争に係る資料の閲覧について、下記のとおり申し込みします。

なお、閲覧資料の持ち出し・書き込み・複写・撮影等は一切致しません。

閲覧希望日時	閲覧希望者名

※申し込みの先着順により日程を優先し、閲覧時間は4時間以内とする。

(様式第8号)

岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務 質問票

質問年月日		質問者 及び 連絡先	会社名	
			担当者	
			電話番号	
回答年月日			FAX	
			e-mail	
(資料名・ページ等)				
(質問内容)				

(様式第9号)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人

岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

会長 小池 博之 様

共同企業体名 (共同企業体の場合は記載する。)

住 所

名 称

代表者名

印

(共同企業体の場合は共同企業体代表者について記載する。)

## 岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築 及び運用保守業務公募型プロポーザル企画提案書

岩手中部地域医療情報ネットワークシステム構築及び運用保守業務に関し、別添のとおり提案します。  
なお、本業務内容の要求要件を全て満たすこと、及び提案書類の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- |   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 技術提案書   | 11部  |
| 2 | 技術回答書(機能要件一覧、非機能要件一覧)                                     | 各11部 |
| 3 | 重要事項確認書   | 11部  |
| 4 | 見積書(様式10-1)   | 1部   |
| 5 | 参考見積書(様式第10-2~3号、様式11-1~4号)                               | 各1部  |
| 6 | 上記1~3に係る電子媒体(CD-Rとし、当該CD-Rの表面には企業名または共同企業体名、業務件名を記載すること。) |      |

本手続に係る担当者

所 属 :  
担当者名 :  
電 話 :  
F A X :  
E-mail :